

## 避難行動要支援者名簿に関するQ & A

R3.7

**Q 1** どのような制度か。

A 1 市において、災害時に避難支援が必要な方の名簿を作成し、コミュニティ協議会を始め、地域の自主防災組織や自治会、民生委員などの地域支援組織に情報を提供することにより、避難の手助け等の支援が地域の中で素早く、安全に行える体制づくりを行うものです。

**Q 2** 届いた申請書はどうすればよいのか。

A 2 登録の希望に関わらず、同封の返信用封筒で提出期限までに市へ返信してください。  
(記載内容については記載要領参照のこと。)

**Q 3** 登録を希望する場合はどうすればよいのか。

A 3 登録を希望する場合、自治会や民生委員の方にご自身の情報を提供することに同意した上で申請していただきます。(申請書「個人情報の開示に関する同意欄」)

その他、申請書の必要事項について、記載要領を参考に記入してください。

なお、避難支援者については、原則、申請者本人又はご家族で、避難支援者本人の承諾を得て選定してください。選定が困難な場合は地域の自治会役員や民生委員等に相談していただくこととなりますが、できるだけご自身で選定いただくようお願いします。災害時における地域の支えあい体制づくりのためにも、自治会への加入をお勧めします。

**Q 4** 避難支援等関係者とは。

A 4 避難支援等関係者とは、登録を希望する方に対する普段からの見守りや、災害時に情報を伝えたり、一緒に避難するなどの支援に心がけていただく方で、ご近所の方がベストです。

ただし、支援において法的な責任や義務を負うものではありません。

**Q 5** 登録すると必ず助けてもらえるのか。

A 5 災害時には、避難支援等関係者もどのような事態に遭遇するかはわからないので、登録により災害時の支援を保証されるものではありません。被害を最小限に抑えるためにも、各自で事前にできる対策については、できる限り実施してください。

**Q 6** 今回登録しないと、今後登録できないのか。(現在は健康で支援は不要)

Q 6 今回登録をしなくとも、登録はいつでも可能です。その場合、お近くのコミュニティセンター及び総合センター・支所で申請書類を配付しております。

**Q 7** 登録しない場合は助けてもらえないのか。

A 7 災害発生時には、登録の有無に関わらず、被災者の救助が最優先されます。しかし、登録しておくことで、避難支援等関係者を始め、地域の協力関係者において、事前に避難支援が必要な方として把握されていますので、より迅速な支援活動につながります。

**Q 8 今回のダイレクトメールは誰に送っているのか。**

A 8 昨年7月以降に、新たに対象者となった方です。

(避難行動要支援者名簿登録のお願い「2. 登録の対象者になるには?」の①～⑥参照)

\*⑥の高齢者の方については、住民票を基に抽出しているため、「世帯分離」をしている方など、実際は同居家族がいる世帯にも送付していることがあります。

**Q 9 同居家族がいる場合、登録は必要か。**

A 9 家族で対応できる場合は登録の必要はありません。(希望しないにチェック)

ただし、日常の対応はできるものの、災害時の対応に不安がある場合は登録できます。

**Q 10 病院や施設に入院・入所している場合、登録は必要か。**

A 10 入院患者及び施設入所者は、病院や施設の支援が受けられると考えられますので、登録の必要はありません。(希望しないにチェック)

**Q 11 登録対象者①～⑥（避難行動要支援者名簿登録のお願い参照）に該当しない場合は登録できないのか。**

A 11 ⑦の「前各号に準じる状態～」として登録することができますので、お近くのコミュニティセンターで申請書類を受け取り、コミュニティセンターを通じて提出してください。

また、昨年までに登録している方で、住所や避難支援等関係者などの登録情報に変更がある場合も同様に、コミュニティセンターを通じて提出してください。

なお、平成30年度より「⑤ 障害者総合支援法における障害支援区分の認定を受けており、障害支援区分3～6の方」を登録対象者として追加します。